

第3章 計画の概要

1. 計画の基本理念

地域の人々がともに支えあい、協力しながら、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって過ごすことのできる心の通い合う高齢社会をめざして

本町では、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「地域包括ケア」の考え方にに基づき、高齢者福祉施策を推進してきました。

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことは、高齢者のみならず地域に暮らす全ての住民の願いです。

地域で暮らすさまざまな人々の違いや多様性を認め合い、いろいろな困難を抱えている人を排除するのではなく、支え合い・助け合いの精神で自立を支援し、地域社会への参加と参画を促し、共に生きる社会づくりが必要です。

本計画では、前計画での基本理念を継承することを基本として、美しい自然と住みよい環境の中で、高齢者が地域社会の一員として尊重され、安全に安心して暮らせるよう、行政や社会福祉事業者のみならず、地域社会を構成するさまざまな主体がそれぞれの役割を果たしながら、協力・理解・連携により一体となった取組の推進により、生涯を通して健やかで生きがいをもって暮らすことができる心のかよいあう地域社会の実現を目指します。

2. 計画の目標

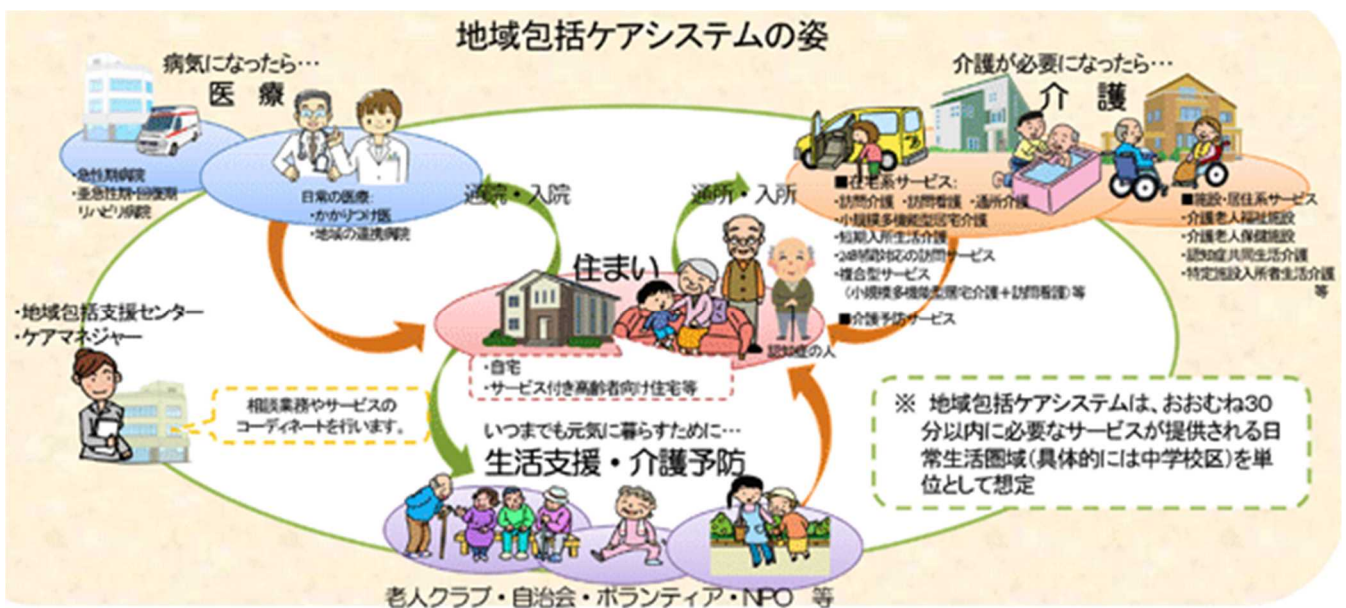
計画の理念を実現するため、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域包括ケアシステムの深化・推進

地域包括ケアシステムは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために、医療、介護、介護予防、住まいや自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のことです。

今後高齢化が一層進む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものです。

本町における地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域包括支援センターの体制強化を図るとともに、在宅医療・介護の連携の推進、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策等を推進します。



基本目標2 認知症施策の推進

高齢者の在宅生活を困難にする大きな要因のひとつに認知症があります。

認知症は高齢になるにつれ発症率が高くなるといわれており、本町においても団塊の世代が既に高齢期を迎え、さらには後期高齢者が増加していく中で認知症高齢者はますます増加すると予測されます。

令和元年に国が策定した「認知症施策推進大綱」に沿った認知症の人ができる限り地域のよい環境で

自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、認知症の人やその家族の意見も踏まえて施策の推進を図ります。

また、認知症高齢者に対する支援として、認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発、認知症の人の介護者への支援を推進します。

基本目標 3 介護予防・健康づくり施策の推進・充実

住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためには、壮年期での健康づくりや生活習慣病の予防を進め、健康寿命を延伸していくことが大変重要になります。

また、高齢になっても地域で自立して生活をするためには、できる限り介護が必要にならないよう、介護予防の取り組みが大切です。

介護予防については、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域全体で支援の必要な高齢者を支える体制をつくり、高齢者自身がそのような取り組みを通して介護予防や生きがいづくりにつながるような仕組みづくりを行うとともに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の推進を図ります。

介護を理由とする離職者を無くすことを目指し、ひとり暮らし高齢者や介護を必要とする高齢者の家族等に対して、生活の利便性の向上や安全・安心の確保、人との交流を促進し、介護サービスのみならず在宅福祉サービスの充実を図ります。

基本目標 4 介護サービスの充実

要支援及び要介護の認定者が介護保険サービスの利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるためには、持続可能な介護サービス基盤の整備が必要となります。団塊の世代すべてが75歳以上になる2025年(令和7年)を見据え、介護サービスの充実に取り組むとともに、介護人材の確保への支援を図ります。

また、世界的な感染症の拡大に備え、切れ目ない介護サービスが行えるよう、各介護事業所や各介護施設と連携をしながら取り組みを行っていきます。